

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「1,2-ジクロロエチレン」について、「**土壤の汚染に係る環境基準**」および「**土壤汚染対策法の特定有害物質(土壤溶出量基準)**」が見直されます。

1) 土壤の汚染に係る環境基準

項目	改正後の基準値	現行の基準値
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (シス体とトランス体の和として)	0.04mg/L 以下 (シス体として)

2) 土壤汚染対策法の特定有害物質(土壤溶出量基準)

項目	改正後の土壤溶出量基準値	現行の土壤溶出量基準値
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (シス体とトランス体の和として)	0.04mg/L 以下 (シス体として)

施行日 平成31年4月1日

水質汚濁防止法に関する各種水質分析および土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 入野一人(土壤汚染調査技術管理者)、池田博一

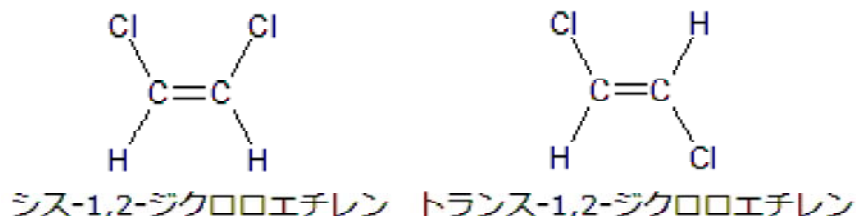
富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. シス体とトランス体の違い

二重結合に対して同じ側に塩素原子がついているものを「シス体」、反対側にくっついているものを「トランス体」と言います(下図参照)。

「シス体」「トランス体」とも同じ分子式です。

今回の改正により1,2-ジクロロエチレンの基準値は、「シス体」「トランス体」の和になります。



2. 改正の背景

地下水中において、トリクロロエチレン等の分解によりシス体とトランス体が共存した1,2-ジクロロエチレンが生成されることで、異性体個別では基準値を超えないが、両異性体の和では基準値を超えることが確認され、平成21年11月に1,2-ジクロロエチレンについて、地下水の水質汚濁に係る環境基準の見直しが行われました。

このことから今回、1,2-ジクロロエチレンにおける土壤環境基準と土壤対策法の土壤溶出量基準(土壤中を浸透する水により溶出され、その溶出された水を飲用される可能性があることを想定)が改正されます。

【参考】 1,2-ジクロロエチレンの関連基準の設定状況

基準の種類	物質名	基準値
水道水質基準	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
地下水環境基準	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
水質環境基準	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は引き続き要監視項目として設定(0.04mg/L 以下)